

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

当省が実施した実地調査及びアンケート調査の結果等をみると、平成13年の法制定以降、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす支援センターや被害者の一時保護施設が増加するとともに、被害者の公営住宅への優先入居、住民基本台帳の閲覧等の制限等、被害者の自立を促進するための各種支援を行う都道府県や市町村も増加しており、また、支援センターを中心とする関係機関の連絡協議会がすべての都道府県に設置されるなど、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備が進んできている。

このような体制が整備されることにより、被害者からの相談件数や被害者の一時保護件数が増加しており、その要因について、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者の多くは、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」、「配偶者からの暴力に関する通報及び相談についての認知度・理解度が上昇しているから」とみている。また、被害者の公営住宅への優先入居等の申込件数や住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数も増加しており、住民票を異動せずに転入した被害者と同居する子どもの就学も調査した8市教育委員会で毎年120件程度認められている。このほか、地方公共団体の中には、被害者の負担の軽減と加害者と遭遇する危険性を減少させる観点から、被害状況や必要とする支援等に関する「DV相談共通シート」を作成し、複数の窓口に係る手続を並行して進めているなどの工夫した取組を行っている例がみられた。

このようなことから、法の制定による一定の効果が発現していると考えられるが、以下のような問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

(1) 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談

① 広報啓発及び医療関係者への研修

調査した27都道府県における通報・相談に係る広報啓発や医療関係者向けの研修の実施状況をみると、3都道府県では、法制定以降、通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修を全く行っていない。また、医療関係者向けの研修を行っている都道府県は少なく、過半数の15都道府県(56%)が行っていない。

② 電話相談の受付時間

調査した27都道府県及び4市の46支援センターにおける電話相談の受付時

間をみると、夜間や休日等に拡大し相談件数の増加に結び付いている支援センターがある一方で、約半数の 21 支援センター（46%）では、特段の受付時間の延長等を行わず、支援センターの開設時間と同じ平日の 18 時までの受付としている。

③ 通報件数及び相談件数

i 本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである支援センターが受け付けた通報件数及び相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例が、調査した 27 都道府県のうち 6 都道府県でみられた。

i) 通報に該当する案件を相談に分類して報告しており、平成 14 年度から 18 年度までの間の通報実績はないとしているもの（4 都道府県）。医療関係者からの通報のみを通報件数に計上し、一般からの通報は相談件数に計上しているもの（1 都道府県）。これらの原因としては、内閣府が報告を求めている通報の取扱いが徹底されていないことによるものと考えられる。

ii) 支援センターが受け付けた相談件数に、他の施設が受け付けた相談件数も合わせて報告しているもの（1 都道府県）。

ii 現在、内閣府は、支援センターが受け付けた相談件数は把握しているが、市町村や男女共同参画センターが受け付けた相談件数は把握していない。

しかし、調査した 27 都道府県における相談件数の把握状況をみると、都道府県内の被害者の動向を的確に把握する観点から、市町村が受け付けた相談件数も把握しているもの（3 都道府県）があり、これらの都道府県では、市町村の受付件数が支援センターの受付件数より多くなっている。また、男女共同参画センターが受け付けた相談件数を把握しているもの（9 都道府県）もみられた。

このような状況、平成 19 年 7 月の法改正により、市町村基本計画の策定（法第 2 条の 3 第 3 項）や市町村が設置する適切な施設において当該施設が支援センターとしての機能を果たすようにすること（法第 3 条第 2 項）が市町村の努力義務とされるなど、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図る上で、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村等が受け付けた相談件数の把握が課題となっていると考えられる。

④ 当省のアンケート調査結果によると、通報及び相談に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）

の約 40%、民間団体の担当者の約 70%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。また、今後重点的に取り組むべき事項については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者は、「関係機関の連携」（64%から 70%）を挙げる者が最も多く、次いで回答割合が高いのは、「支援センター及び警察における通報・相談の受付・処理の適切化と迅速化」（36%から 75%）等となっている。被害者が配慮を求めているのは、「安心して相談できるような施設・環境を整備すること」（65%）、「いつでも相談を受けられるようにすること」（61%）、「どこに相談すればよいのかわかるようにすること」（61%）などとなっている。

⑤ 当省の政策評価の途上で講じられた関係府省の措置

内閣府は、地方公共団体における被害者の緊急時の安全確保、相談、自立支援等に関する官民連携の好事例を収集し、平成 20 年度に都道府県及び市町村に情報提供を行っている。

(2) 被害者の保護

① 一時保護申請時の福祉事務所の関与

調査した 27 都道府県のうち 9 都道府県では、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている。しかし、速やかな一時保護を求めて婦人相談所を訪れた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に行くよう要請しているなど、被害者の一時保護を速やかに行う観点から疑問のある例が 2 都道府県で 2 事例みられた。

② 当省のアンケート調査結果によると、被害者の一時保護及び保護に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の約 30%、民間団体の担当者の約 50%から 75%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。このことについて、当省が開催した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会では、民間団体の担当者の 75%が不十分と回答しているのは、婦人相談所における一時保護の機能をさらに使いやすいものにしていくことが必要と認識している者が多いとみるべきではないか、とする意見がみられた。また、今後重点的に取り組むべき事項については、被害者の一時保護に関し、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）は、「保護施設の増大」（49%）、「被害者の安全確保対策の充実」（46%）の割合が高く、民間団体の

担当者は、「近隣の地方公共団体で取決めを行う等広域的な対応の充実」(61%)、「関係機関の連携の促進」(57%)の割合が高い。

(3) 被害者の自立支援

ア 就業の促進

- ① 就業の促進に係る施策の効果を測定するためには、公共職業安定所等における被害者の就業支援に係る実績を示すデータが必要であるが、当該データは全く整備されていない。被害者の就業支援の効果測定指標の設定と定期的な把握が課題となっていると考えられる。
- ② 離婚が成立していない被害者への支援

平成 19 年 9 月から実施された離婚が成立していない被害者に対する無料の公共職業訓練の受講あっせん等の支援状況をみると、調査した 27 公共職業安定所の中には市町村との連携が十分図られていないものがある。

 - i 管内市町村の担当部局の全部又は一部を把握していないものが 8 公共職業安定所
 - ii 管内市町村との連絡、打合せ等を 1 回も実施していないものが 21 公共職業安定所
 - iii 離婚が成立していない被害者への支援の実施に当たり、市町村が被害者が配偶者から遺棄されていることの証明を行う責務を有することを承知していないものが 1 市。この原因について、当該市は、県からの通知等がなかったためとしている。
- ③ 当省のアンケート調査結果によると、被害者の就業の促進に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の約 40%、民間団体の担当者の約 80%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。また、これまで就業支援を受けたことがないと回答した被害者の 20%が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。

イ 住宅の確保

- ① 被害者の優先入居等

調査した 54 事業主体（27 都道府県及び 27 市）における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況をみると、優先入居等の措置を講じていない事業

主体等があるほか、被害者の入居率は低い状況となっている。

- i 被害者に対する優先入居、単身入居及び目的外使用の措置を全く講じていない事業主体がある（2事業主体（2市））。また、被害者を優先入居の対象としていない事業主体がある（13事業主体（2都道府県及び11市））。
- ii 被害者の優先入居等に係る広報を行っていない事業主体がある（10事業主体（2都道府県及び8市））。
- iii 被害者の公営住宅への入居状況（平成18年度）をみると、申込件数323件に対し入居件数は46件で入居率は14%と低い状況となっている。
また、優先入居を実施しているものの、入居率0%の事業主体がある（6事業主体）ほか、申込件数71件に対し入居が1件しかない事業主体もある（1事業主体）。

- ② 当省が実施したアンケート調査結果によると、被害者の住宅の確保に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の49%、民間団体の担当者の79%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。また、これまで住宅の確保に関する支援を受けたことがないと回答した被害者の23%が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。

ウ 同居する子どもの就学

- ① 住民票を異動していない被害者の子どもの就学

調査した27市教育委員会における住民票を異動していない被害者の子どもの就学の実施状況をみると、教育委員会により実施手続が異なっており、中には、異なる手続があることを承知していない教育委員会もあった。

- i 区域外就学に該当するものと解し、転出元の教育委員会との協議を行った上で就学を認めているものが6教育委員会（22%）
- ii 現在居住していることをもって転出元の教育委員会との協議を行わずに就学を認めているものが9教育委員会（33%）
- iii i及びiiを併用しているものが12教育委員会（44%）
- iv i及びiiの中には、2種類の手続があることを知らなかったとしているものが4教育委員会（15%）

また、当該就学の際の添付書類についても教育委員会で区々となっており、添付書類は不要とするもの（1教育委員会）がある一方で、居住証明書の提出を求めているもの（22教育委員会）や、被害者証明書の提出を求めている

るもの（13 教育委員会）等がある。

② 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理

調査した 27 都道府県及び 27 市の教育委員会における被害者の子どもの転校先や居住地等の情報管理の状況をみると、13 都道府県教育委員会（48%）及び 8 市教育委員会（30%）では学校に対する厳重な情報管理に関する指導・助言が行われていない。

また、27 市の教育委員会において、住民票を異動していない被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、協議等を行う際の情報管理の方法が、次のとおり、教育委員会によって区々となっている状況がみられた。

i 転出元の教育委員会との協議

区域外就学に係る転出元の教育委員会との協議の際に、被害者の申出等があれば子どもの転出先の学校名や所在地等の情報を制限するとしているもの（7 市教育委員会）、被害者の申出等があれば協議を行わないとしているもの（4 市教育委員会）、被害者の申出の有無にかかわらず情報制限を行っていないとしているもの（3 市教育委員会）がある。

ii 指導要録の写しの学校間の授受

転出元の学校から転出先の学校に子どもの指導要録の写しを送付する際の情報制限の実施状況をみると、次のように異なる取扱いがなされている。

i) 送付を依頼する立場での対応としては、被害者の申出等があれば子どもの転出先の学校名や所在地等の情報制限を行うとしているもの（8 市教育委員会）、特段の情報制限を行っていないとしているもの（5 市教育委員会）、被害者の申出があれば送付自体を依頼しないとしているもの（12 市教育委員会）がある。

ii) 送付を依頼される立場での対応としては、子どもの転出先の学校名や所在地等の情報制限を行うとしている教育委員会（9 市教育委員会）、特段の情報制限を行っていないとしている教育委員会（11 市教育委員会）、加害者からの指導要録の開示請求があった場合を考慮し依頼があっても送付しないとしている教育委員会（1 市教育委員会）がある。

このように教育委員会の取扱いが異なっていることについて、2 市教育委員会では「対応に苦慮しており、統一的な方針を示してほしい」としている。

iii 学齢簿に記載した旨の通知

現住所を基にした就学を認め学齢簿に記載した旨を転出元の教育委員会に通知する場合、転出元の情報が得られても通知しない、あるいは、被害者の申出等があれば通知しないとしているもの（15市教育委員会）、被害者から転出元の教育委員会等の情報が得られれば通知するとしているもの（4市教育委員会）がある。

- ③ 当省のアンケート調査結果によると、被害者の子どもの就学に係る国及び地方公共団体の取組状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員及び市町村教育委員会の職員）と民間団体の担当者の認識は異なっており、前者は「十分」とする者（18%から29%）が「不十分」とする者（15%）を上回っているが、後者は「不十分」とする者（43%）が「十分」とする者（16%）を上回っている。また、これまで子どもの転校先や居住地等の情報の管理に関する支援を受けたことがないと回答した被害者の18%が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。

エ 住民基本台帳の閲覧等の制限

① 住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法

調査した27市における被害者から住民基本台帳の閲覧等の制限の実施状況をみると、次のとおり、支援の必要性の確認方法が区々となっている。3都道府県警察では、市町村が自ら相談を受けていたり保護命令決定が出されている場合でも警察の意見を聴取している市町村があるが、被害者の負担軽減の観点から望ましくないとしている。

- i 19市（70%）では、保護命令決定書の写しの提出又は警察、支援センター、市町村等の関係機関のいずれかの意見を聴取し、確認している。
- ii 8市（30%）では、保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、意見聴取の対象機関から市町村等を除外している。

支援の必要性の確認は、被害者の負担を軽減する観点から、必要最小限とするよう市町村に徹底することが課題となっていると考えられる。

② 関係部局における情報の管理

調査した27市における選挙人名簿の抄本の閲覧制限の実施状況をみると、1市（4%）では行われておらず、その理由について、大半が行政機関からの請求であり制限する必要性に乏しいとしている。

- ③ 当省のアンケート調査結果によると、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る国及び地方公共団体の取組状況について、市町村の住民基本台帳担当課の職員の19%及び民間団体の担当者の33%が「不十分」としており、「十分」とする者（15%から28%）を上回っている。ただし、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）は、「十分」とする者（38%）が「不十分」とする者（14%）を上回っている。また、これまで住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援を受けたことがないと回答した被害者の25%が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。

オ その他

当省のアンケート調査結果によると、被害者の自立支援に係る国及び地方公共団体の取組のうち、今後重点的に取り組むべきものあるいは今後受けたいと思う支援として回答割合が高かったのは、「被害者のアフターフォロー（保護施設を退所した後でも相談しやすい体制等を整備し、被害者を孤立させないようにする）」（注1）と「自立支援情報の提供（被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供や助言）」（注2）であった。

（注1）国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の68%、民間団体の担当者の85%が挙げており、各種の自立支援施策の中で最も高い割合となっている。また、被害者は59%で、「住宅の確保」に次いで2番目に高い割合となっている。

（注2）国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の55%、民間団体の担当者の64%、被害者の55%が挙げている。

(4) 関係機関の連携

- ① 調査した27都道府県における連絡協議会の設置状況をみると、国の機関が参加していない協議会（2協議会）、市町村の関係機関が参加していない協議会（2協議会）、民間団体が参加していない協議会（1協議会）があり、そのうち1協議会は都道府県の関係機関のみで構成されている。

国の機関等の参加状況をみると、法務局・地方法務局は本省から必ず参加するよう指示されていることもあり24協議会に参加しているが、他の機関の参加状況は低調で、公共職業安定所・労働局は10協議会、法テラスが3協議会、地方入国管理局が2協議会となっている。公共職業能力開発施設及び検察庁は全く参加していない。

都道府県や市町村の関係部局の参加状況をみると、都道府県の公営住宅担当部局（9 協議会）、市町村福祉事務所（6 協議会）の参加が比較的低調となっている。また、司法書士会や調停協会連合会が参加している連絡協議会はない。

- ② 調査した 27 都道府県における関係機関の連携マニュアルの作成状況をみると、独自に作成又は内閣府等が作成したマニュアルを活用している都道府県がある（15 都道府県）一方で、12 都道府県（44%）ではマニュアルを作成していない。
- ③ 当省のアンケート調査結果によると、国及び地方公共団体の関係機関の連携状況について、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 35% 及び民間団体の担当者の 71%が「不十分」としており、「十分」（5%から 21%）を上回っている。

- ④ 当省の政策評価の途上で講じられた関係府省の措置

内閣府は、平成 20 年 9 月 26 日に開催した官民の関係者による「配偶者からの暴力防止と被害者の支援に関する全国会議」の第 2 分科会（機関連携会議の運営の実際）において、都道府県や市町村における関係機関の連携の取組事例の紹介と意見交換を行っている。また、内閣府は、地方公共団体における被害者の緊急時の安全確保、相談、自立支援等に関する官民連携の好事例を収集し、平成 20 年度に都道府県及び市町村に情報提供を行っている。

(5) 関係施策のフォローアップ

関係 7 府省における平成 18 年度から 20 年度（平成 20 年 9 月まで）の関係施策のフォローアップの実施状況について、各府省の政策評価書等を基に把握・分析したところ、内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省においては、実績評価方式等による事後評価等が行われていたが、総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援及び文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援に係る施策については、国の予算措置は講じられていないこと、地方公共団体が実施主体であること等を理由に、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

なお、総務省では、市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限の実施状況について、平成 20 年 12 月に当該閲覧等の制限の措置件数等の調査を行い、21 年 5 月現在、当該調査の結果を取りまとめ中であるとしている。今後、定期的にフォローアップしていくことが重要である。

2 勧告

関係府省は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策を効果的に推進する観点から、当省のアンケート調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 通報及び相談の効果的な実施

都道府県や市町村における通報及び相談に係る広報啓発や関係者への研修、支援センターの電話相談受付時間拡大等の工夫事例を把握し、都道府県や市町村に対しこれを情報提供する取組を継続するとともに、これらの情報を踏まえた更なる効果的な実施を図るよう要請すること。

また、本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、支援センターや警察等が受け付けた通報及び相談件数のみならず、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努めること。都道府県に対しては、支援センターが受け付けた通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底すること。

(内閣府)

(2) 被害者の一時保護機能の充実

法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。

(厚生労働省)

(3) 被害者の自立支援の充実

ア 就業の促進

公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。

また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示すること。

(厚生労働省)

イ 住宅の確保

都道府県等における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況を把握する際に、併せて、制度の広報や入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に対しこれを情報提供すること。

また、公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること。

(国土交通省)

ウ 子どもの就学

教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。

また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。

(文部科学省)

エ 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。

また、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること。選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては速やかに行うよう助言すること。

(総務省)

(4) 関係機関の連携の推進

支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の構成については、都道府県
の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなる
よう都道府県に対し助言すること。

(内閣府)

当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関（地方支分部局）については、
引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。

(厚生労働省)

また、既に当該指示を行っている場合には、必要に応じ指示の徹底を図ること。

(法務省)

また、関係機関の連携マニュアルの作成や被害者の支援手続の一元化等、都道
府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供
する取組を継続すること。

(内閣府)

(5) フォローアップの実施

基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援及び住民基本台帳の
閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。

(文部科学省、総務省)